

令和8年度埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請)

提出書類チェックリスト **紙申請用**

書類を提出する前に再度確認をお願いします。

書類に不備があると、再提出をお願いする場合や、給付金の支給ができない場合があります。

申請書(計3頁)

- ☐ 申請年月日は、基準日(原則は令和8年7月1日)以降になっていますか。
- ☐ 必要事項が全て記入されていますか。(記入例を御参照ください。)

振込口座届

- ☐ 金融機関名(コード)・支店名(コード)・口座番号・口座名義(カタカナ)がわかるものですか。
 - ☐ 振込口座届(様式第9号)及び通帳等の写しの口座名義は、申請者(保護者等)の名義になっていますか。
- 申請後、提出した口座名義に変更が生じた場合、速やかに当課学費軽減ヘルプデスクに連絡してください。

在学証明書

- ☐ 申請対象生徒(高校生等)の氏名、生年月日及び在学学校名(課程)に誤りや記入漏れはありませんか。
- ☐ 学校長の印が押印されていますか。
- ☐ 学校様式の場合、全日制、通信制等の課程が記載されており、基準日時点の在籍を在学学校が証明したものです。

学生証、生徒手帳等は当補助金の審査では証明書として御利用いただけません。

世帯全員の住民票

- ☐ **世帯全員**(続柄が記載されたもの)の住民票ですか。
- ☐ 基準日以降に発行されたものですか。
- ☐ マイナンバーが記載されていないものですか。
- ☐ (外国籍の場合)国籍・在留資格等が記載されているものですか。

生業扶助受給証明書…生活保護(生業扶助)受給世帯のみ必要

- ☐ 生業扶助受給証明書(様式第11号)又は生業扶助(高等学校等就学費)を受給していることが分かる福祉事務所発行の証明書が用意されていますか。
- ☐ 福祉事務所の公印が押印されていますか。
- ☐ 証明書の発行年月日は基準日以降ですか。

「受給証」は当補助金の審査では証明書として御利用いただけません。

保護者等全員の令和8年度(非)課税証明書…非課税世帯、年収約490万円未満世帯、家計急変世帯が必要

- ☐ 保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額は18万2,500円未満ですか。

保護者等全員の**令和8年度**道府県民税所得割及び市町村民税所得割**合計額が18万2,500円未満でない場合**、令和8年度私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請)は**対象外**となります。

ただし、保護者等全員の**令和9年度**道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額が①非課税(0円)相当、②10万5,500円未満相当、③18万2,500円未満相当のいずれかに該当する見込みである場合、同給付金(**家計急変世帯**)の**対象**となる可能性がございます。詳細は学費軽減ヘルプデスクまでお問合せください。

- ☐ 国籍に関する支給要件を満たさない*外国籍の生徒又は外国人学校の生徒の場合、保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割は非課税(0円)ですか。

保護者等全員の令和8年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税(0円)でない場合、令和8年度私立高等学校等奨学のための給付金(一般申請)は対象外となります。

ただし、保護者等全員の令和9年度道府県民税所得割及び市町村民税所得割合計額が非課税(0円)相当に該当する見込みである場合、同給付金(家計急変世帯)の対象となる可能性があります。詳細は学費軽減ヘルプデスクまでお問合せください。

＊ 就学支援金制度(新制度)の対象外となる、以下の要件に該当しない外国籍の生徒又は外国人学校の生徒(令和8年度新入生で留学生を除く)は、生活保護世帯・非課税世帯のみ対象となります。

- (1)日本国籍を有する者
- (2)特別永住者
- (3)永住者
- (4)日本人の配偶者等
- (5)永住者の配偶者等
- (6)定住者のうち、将来永住する意思があると認められた者
- (7)家族滞在のうち、小学校及び中学校を卒業した者であって、高校等卒業後、日本で就労して定着する意思があると認められた者

日本国の小学校の卒業証書の写し又は卒業証明書
日本国の中学校の卒業証書の写し又は卒業証明書 } 生徒等の在留資格が「家族滞在」のみ必要

【家計急変世帯のみ】上記書類に加え、以下の書類の確認もお願いします。

急変後の収入・所得を証明する書類

- ☐ (給与所得者の場合) 源泉徴収票の写し 又は 勤務先作成の年間の給与見込証明書(いずれも提出できない場合は直近3か月分の給与明細の写し)が用意されていますか。
- ☐ (個人事業主の場合) 令和8年分の確定申告書の写し 又は 税理士又は公認会計士の作成した証明書類が用意されていますか。

急変後事由を証明する書類(1)

- ☐ 家計急変事由調査票(様式第15号)が用意されていますか。

急変後事由を証明する書類(2)

(1)失職・廃業の場合

- ☐ (給与所得者の場合) 雇用保険受給資格者証の写し(提出できない場合は、離職票、退職証明書、退職辞令書等の写し)が用意されていますか。
- ☐ (個人事業主の場合) 破産手続開始通知書、廃業等届出書等の写しが用意されていますか。

(2)死亡・離婚の場合

- ☐ 戸籍全部事項証明書が用意されていますか。

(3)傷病による休職の場合

- ☐ 医師による診断書等の写し かつ 休職証明書等の写しが用意されていますか。

(4)災害等に起因する収入減の場合

- ☐ 収入減が災害等に起因することを証明できるものが用意されていますか。